

公告第291号
令和8年2月24日

日本赤十字社健康保険組合
理事長 白土 直樹 (印)



令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2号の規定により、前年9月30日の当組合の全被保険者の平均標準報酬月額をもって任意継続被保険者の上限の標準報酬月額を決定することとされています。

よって、当組合の上限の標準報酬月額等は下記のとおりとしたので公告いたします。

記

1. 平均標準報酬月額	442,435 円
2. 上限の標準報酬月額	440,000 円
3. 2. の健康保険料	40,304 円
4. 2. の介護保険料	7,920 円
5. 2. の子ども・子育て支援金	1,012 円
6. 適用開始年月日	令和8年4月1日
7. 適用期間	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

以上